

## 添付書類の注意点について

※提出書類が不足している場合は、順位付けの時点で除外するので注意すること

<p>(5) 賃金増加率試算表（第7号様式）※賃上げ枠のみ (6) 交付申請前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該事業所で雇用する全ての従業員が対象（アルバイト、パート等含む）</li><li>・単価には残業代、賞与、各種手当等は含まない</li></ul>
<p>(8) 申請者が分かる資料（法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し）及び申請者の概要・事業概要が分かるパンフレット等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登記簿は現在事項・履歴事項のいずれでも可</li><li>・パンフレットやホームページの画面コピー等、<u>申請者がどのような事業を営んでいるかが分かる資料を提出すること</u></li></ul>
<p>(10) 交付申請額の参考となるもの（2社以上の見積書の写し等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2社以上の見積書のうち、1つは事業内容について、大分県の入札参加資格を取得している事業者が作成したものであることが必要 ※「事業内容について」とは、例えば太陽光発電設備の設置工事一式の見積書の場合、大分県の建設業者競争入札参加資格のうち、電気工事に係る入札参加資格を有していることが必要</li><li>・いずれの見積書も同じ仕様とすること</li><li>・<u>積算内容が分かる内訳の記載が必要</u></li><li>・内訳には、機器の型式を記載し、仕様書等の型式と一致させること</li></ul>
<p>(11) 導入予定設備の概要が分かる資料（仕様書・カタログの写し等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・導入予定設備の主な構成機器（パネル、パソコン、蓄電池等）について、その主な仕様（型式、出力、用途等）が分かる資料を添付すること</li><li>・売電は認めないため、<u>逆潮流を防ぐための機器を設置する</u>（または逆潮流を防ぐ機能を有している）<u>ことが分かる資料を添付すること</u></li><li>・<u>該当するページのみ抜粋</u>すること</li></ul>
<p>(12) 導入予定設備の設置図（設置場所の概略図、現況写真、主な設備（パネル、パソコン、蓄電池等）の配置や数量が分かるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>地図などにより、どの場所に設置するかを示すこと</u></li><li>・主な設備の設置場所の現況写真を添付すること</li><li>・設置する設備の数量（パネルの枚数、パソコンの台数等）を記載すること</li></ul>